

1 学校経営の基本理念

児童に「生きる力」をはぐくむことをめざし、本県教育目標及び「那覇市の学校教育」に従い、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のバランスのとれた教育を推進する。そのために、「夢に向かって、たくましく生きる子」を総括目標に、児童一人一人の理解に努め、本校の教育課題を明確にし、全職員の共通理解・協働体制のもと、意図的・計画的・組織的に教育活動を展開する。

2 学校教育目標

総括目標 「夢に向かって、たくましく生きる子」

- 具体目標
- ◎ よく考え進んで学習する子・・・《確かな学力》
 - ◎ 心豊かで思いやりのある子・・・《豊かな心》
 - ◎ 健康で明るい子・・・《健やかな体》

3 本校がめざす学校像・児童像・教師像・【家庭・地域】

(1) めざす学校像

- ① 豊かな学びをはぐくむ楽しい学校
- ② 安全・安心で居心地の良い学校
- ③ 保護者・地域に信頼され開かれた学校
- ④ 世界に羽ばたく夢を育てる学校

(2) めざす児童像

- ① 学習規律を守り、よく考え進んで学ぶ子
- ② お互いの良さを認め、助け合う心優しい子
- ③ 明るく素直で、進んで体を動かす子
- ④ 夢や目標に向かって挑戦する子

(3) めざす教師像

- ① 教師としての自覚と誇りをもち、学校経営に積極的に参画する教師
- ② 児童の可能性や良さを引き出し伸ばす教師
- ③ 自己研鑽に努め、児童や保護者から信頼される教師
- ④ 家庭・地域・関係機関等と積極的に連携を図る教師

(4) 【家庭・地域】

- ① 子供に家族としての役割をもたせ、励ます明るい家庭
- ② 安全・安心な環境づくりに取り組み、子供を見守り育てる地域

4 本年度の重点

「夢に向かって、たくましく生きる子」の育成

(1) 「確かな学力」の向上

「確かな学力」の向上を図るために、すべての児童に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために、思考力、判断力、表現力等の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う。

○ 具体的取組

① 各教科

- 基礎的・基本的な内容の指導を徹底する。(漢字検定、がんばり MATH タイム等)
- 思考力・判断力・表現力を高める「言語活動の充実」を図る。
- 話し合う活動を意識的に取り入れ、自分の考えを相手にわかりやすく伝える力をつける。
- わかる授業 Support Guide を活用する。

授業改善の視点

- 1 授業の基盤づくり(支持的風土づくり)
- 2 指示や発問の工夫(考えを引き出し、思考を深める)
- 3 板書計画の工夫(学習の流れを振り返る)
- 4 ノート指導(自分の考えを整理、書く楽しさを味わう)
- 5 交流活動の工夫(お互いの意見や考えを交流する)
- 6 学習規律の徹底

- 沖縄県学力向上 Web システムを活用し、児童の実態を踏まえ日々の授業改善に生かす。
- 年度末から春休みにかけて、当該学年の学習内容定着のために課題を与える。
- 校長・教頭等による授業参観を通して、授業改善を支援する。

② 外国語活動

- 英語を通して、積極的にコミュニケーションを図る態度を育成する。
- 日本と外国の言語や文化について、理解を深める。

③ 総合的な学習の時間

- 「総合的な学習の時間」の活動を通して、各教科等で身につけた知識や技能などが相互に関連づけられ深められるようにする。
- 指導の効果を高めるため、外部の専門家等の地域教育資源を活用する。

(2) 「豊かな心」の育成

児童一人一人の豊かな心をはぐくみ、自らの人生をよりよく生きていけるよう、自他の生命を尊重する心を養い、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を確立する。

○ 具体的取組

① 道徳

- 道徳的な価値に気づき、人権意識の向上に努める。
- 道徳教育用教材「私たちの道徳」の指導計画へ位置づけ活用を図る。

② 人権教育の重点

- 児童一人一人のよさや可能性を積極的に生かし、伸ばす取組を推進する。
- インターネット等による人権侵害等の課題についての情報モラルについて指導する。
- 「学校いじめ防止対策基本方針」の活用を図る。
- いじめ問題に関する校内研修会を実施する。

③ 生徒指導の重点

- 好ましい人間関係をはぐくむ集団指導と個別支援の充実を図る。
- 体験活動の充実を図る。
- 各種相談員の活用と関係機関との連携に努める。

(3) 「健やかな体」の育成

児童の発達段階を考慮して、体育・健康に関する指導を学校の教育活動全体を通じて適切に行う。特に、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康に関する指導については、体育の時間はもとより、家庭科、特別活動においてもそれぞれの特性に応じて適切に行うよう努める。

○ 具体的取組

① 食に関する指導の重点

- 食事と体の関連に関心をもたせ、望ましい食習慣を身につけさせる。
- 正しい食生活を身につけ、自分の健康は自分で守るという自己管理能力を育てる。
- 食物アレルギー対応児童については、保護者と連携し共通理解を図る。

② 一校一運動に関する取組の重点

- 「体力向上推進委員会」等で、体力向上に関するさまざまな運動や遊びを奨励する。
- 学校教育活動全体を通して、体力向上に向けた一校一運動を展開する。

(4) 服務規律の確保

信頼される学校づくりのために、服務規律の確保に努める。

① 人権の尊重と児童や保護者、地域等との信頼関係の構築に努める。

- 人権の尊重と相手の立場に立った考えや言動に努める。

② コンプライアンスリーダーの機能化とコンプライアンスにかかる校内研修等の充実を図る。

- コンプライアンスに係る年間計画等の作成と校内研修の充実を図る。
- 「体罰根絶のためのチェックシート」し、定期的な行動の振り返りを行う。

5 努力事項

(1) 学級経営の充実

① 学校における児童の人間形成や成長発達は、学級経営が基盤となることを念頭に児童一人一人の成長発達が円滑かつ確実に進むよう努める。

② 学校教育目標を受け、学級としてめざす目標や方向を明らかにし、各教科・領域、諸活動等の指導方針と計画に基づいた学級経営案を作成し、家庭と連携し、児童一人一人の『心の居場所』が保証される学級づくりに努める。

③教室の言語環境（印刷物、板書、掲示物等）に配慮しながら、児童の学習活動や言語環境の充実に努め、学級での好ましい人間関係を築けるようにする。

④学級経営の充実にために以下の点に配慮する。

ア 教師と子供との間の共感的理解にもとづく信頼関係の成立

イ 子供相互があたたく支え合う人間関係（支持的学級風土）の成立

ウ 高い学習意欲、集団活動意欲

エ 学級規律の徹底（共通実践事項）

1 時間を守る 2 話をしっかり聞く 3 自分の考えをもち、発表する

オ 学級に対する満足感、誇りの成立

（2）特色ある教育課程の編成

①学習指導要領に示された「言語活動」「理数教育」の充実、「活用する力」（思考力・判断力・表現力）の育成を図る教育課程の編成

※指導時程の工夫、指導内容・指導時間数の確認、英語活動の工夫

②義務教育9年間で連続した期間にとらえ、一貫性のある教育課程で継続的、計画的に学習指導、生徒指導を行う。教員による小中相互の授業参観、部会別（学力向上推進部、児童生徒理解部、交流推進部）の協議会を実施し、課題を事項の教育活動に反映する。

（3）保・幼・小・中の連携教育の推進

①幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために、保幼小連絡会議を実施する。

②小中一貫教育の取組を円滑に実施するために、小中教職員合同研修会を実施する。

（4）豊かな心を育む読書活動の推進

①読み聞かせボランティアによる読書への興味・関心の高揚に努める。

②児童会図書委員と協力し、読書への意欲を高める環境整備の充実に努める。

③家庭における「読書の日」を設定するなど、PTAと連携した取組を推進する。

（5）学習指導の充実

①「わかる授業」を構築するために、児童の実態に応じた効果的な指導方法について研修を深める。

②校内研究の充実や日常的な意見交換（OJT）を通して、より効果的な指導方法について学校全体で取り組む。

③キャリア教育の視点を踏まえて、学校、家庭、社会との連携を円滑にし、夢や希望をもたせる取組を行い、主体的に学習する態度を育成する。

④評価方法や評価時期を工夫した指導と評価の一体化を図り、授業改善に取り組む。

⑤学ぶ楽しみのある「わかる授業」の展開及びそのための教材研究及び研究授業の充実に努める。

⑥読み書き計算の訓練及び習熟【特に漢字の定着と活用力の育成、計算力の定着と向上（漢字検定、がんばりMATHタイム等の有効活用）】に努める。

⑦児童一人一人が自ら課題を見つけ、自ら考え、解決していく力の育成に取り組む。

(6) 道徳指導の充実

- ①道徳教育推進教師を中心とし、全教師による指導体制を整え、学校や地域の実態に応じた全体計画、年間指導計画に基づいた実践を推進する。
- ②地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

(7) 人権教育の推進

- ①人権教育の全体計画を作成し、校内における指導体制の確立を図るとともに、人権にかかる事項について共通認識、共通実践に努める。
- ②「いじめ」は、基本的人権にかかる重大な課題であるにとらえ、「いじめ」に関するアンケートの実施や教職員間の日常的な情報交換により、「いじめ」の未然防止と早期発見・早期解決に努める。
- ③日常的な児童とのかかわりの中で、虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関等と連携し適切な対応にあたる。

(8) 平和教育の充実

- ①各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしなが、各教科等の年間指導計画に位置づけ、平和教育を推進する。
- ②平和教育指導においては、学習指導要領の内容を踏まえ、児童の発達に応じた教材を開発するとともに、体験的な学習や地域の人材活用などの指導方法の工夫・改善に努める。

(9) 特別活動の充実

- ①係活動や当番活動、児童会活動等を通して、自主的・実践的な活動を推進する。
- ②学校や地域の特性及び児童の発達の段階に応じて、行事内容の重点化及び精選を行う。

(10) 「総合的な学習の時間」の推進

- ①各教科、道徳、外国語活動及び特別活動で身につけた知識や技能等を相互に関連づけた学習内容を展開する。
- ②地域教育資源を活用する際には、日常的なかかわりを重視し、総合的な学習の時間の趣旨等についての理解を図るため、事前打ち合わせ等を行う。

(11) 国際理解教育・外国語教育の推進

- ①国際理解教育においては、異なる考えや意見を受け入れるなど、思いやる心の育成を重視した取組を展開する。
- ②外国語活動の授業は、学習指導要領や地域、学校及び児童の実態を踏まえ、学級担任や外国語活動担当教諭が行い、ネイティブスピーカーなどを活用した指導方法を工夫する。

(12) 情報教育の推進

- ①ICT活用指導力の向上を図るため、情報教育にかかる校内研修を充実させる。
- ②有害情報やメール・掲示板での誹謗・中傷など、情報化の「影」の部分への対応や個人情報の保護等についての理解を図り、情報モラルに関する指導に努める。

(13) 生活指導の充実

- ①児童間、児童対教師の共感的人間関係を築くとともに、児童理解に努める。
- ②各種相談員等の効果的活用・連携及び支援チームの結成、ケース会議の開催等、児童の状況に応じた対応に努める。

(14) 特別支援教育の充実

- ①特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の機能化を図り、通常の学級に在籍する障害のある児童の支援体制の充実に努める。
- ②児童の発達段階を的確に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細かな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成する。

(15) 学校安全体制の確立

- ①校内の防災及び危機管理対応マニュアル、地域安全マップの見直し、改善を図る。
- ②交通事故防止のため、日常の安全指導の徹底と交通安全教室（道路の横断の仕方、自転車の乗り方等）を実施する。
- ③家庭・地域・関係機関と連携した防災・防犯体制の充実に努める。
- ④「子ども110番の家」「地域見守り隊」など、家庭・地域及び関係機関との連携強化を図る。

(16) 開かれた学校・学級づくりの推進

- ①保護者や地域との連携を積極的に図り、要望や意見を学校運営に反映させるなど、相互の信頼関係に基づく、「開かれた学校づくり」に努める。
- ②学校ホームページ、学校だより、学年だより等による情報の発信に努める。
- ③教職員は地域行事等に積極的に参加するとともに、地域の自然や人材、施設設備などの教育資源の活用を推進する。
- ④学校評価を適切に行い、学校経営の改善、充実に努める。